

# 保存期間満了時の措置について

# 国のレコードスケジュール制度について

○「内閣府ホームページ」（内閣府の政策 > 制度 > 公文書管理制度 > 制度について > 公文書等の管理の仕組み）から抜粋

- 国立公文書館等への適切な移管を確保するため、保存期間満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときに当該行政文書ファイル等（行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書）を国立公文書館等に移管をするか、廃棄をするかをあらかじめ定めておくこととされています。この仕組みはレコードスケジュールと呼ばれています。
- このような仕組みとすることにより、歴史的に重要な公文書が、文書の内容をよく知る作成者等の判断により、確実に国立公文書館等へ移管されることとなります。

「行政文書の管理に関するガイドライン（国）」別表第2  
（参考資料1）に措置の設定基準を掲載

## 公文書管理法第5条（整理）第5項

行政機関の長は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、

保存期間が満了したときの措置として、

歴史公文書等に該当するものにあっては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を、

それ以外のものにあっては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。い。

# 先進自治体（基礎自治体）の条例の規定の状況

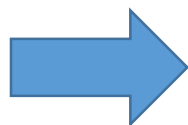
公文書管理法第5条第5項に相当する「レコードスケジュール制度」に係る規定の有無は以下のとおり

公文書管理法

公布日：平成21年7月1日

施行日：平成22年12月22日

	分類	条例制定時期	自治体
国に準じた規定あり	指定都市	～平成20年	—
		平成21年～	札幌市、相模原市
	市区町村	～平成20年	—
		平成21年～	安芸高田市、秋田市、小布施町、高松市、三豊市、高根沢町、豊島区、渋川市、八王子市、市川市、鶴岡市、茅ヶ崎市、熊本市
国に準じた規定なし	指定都市	～平成20年	名古屋市、大阪市
		平成21年～	—
	市区町村	～平成20年	宇土市、ニセコ町
		平成21年～	志木市、草津市、藤沢市、天草市、大槌町、那須町、世田谷区、野洲市



先進自治体（基礎自治体）においては、国に準じた規定を設けている条例が多数見受けられる。  
尼崎市においても、同様の規定を設けることが想定される。

移管・廃棄・延長について

# 公文書管理法

## (整理) 第5条

- 4 行政機関の長は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、政令で定めるところにより、**延長**することができる。

## (移管又は廃棄) 第8条

行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、**国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。**

自治体の規定は多様 (スライド9)

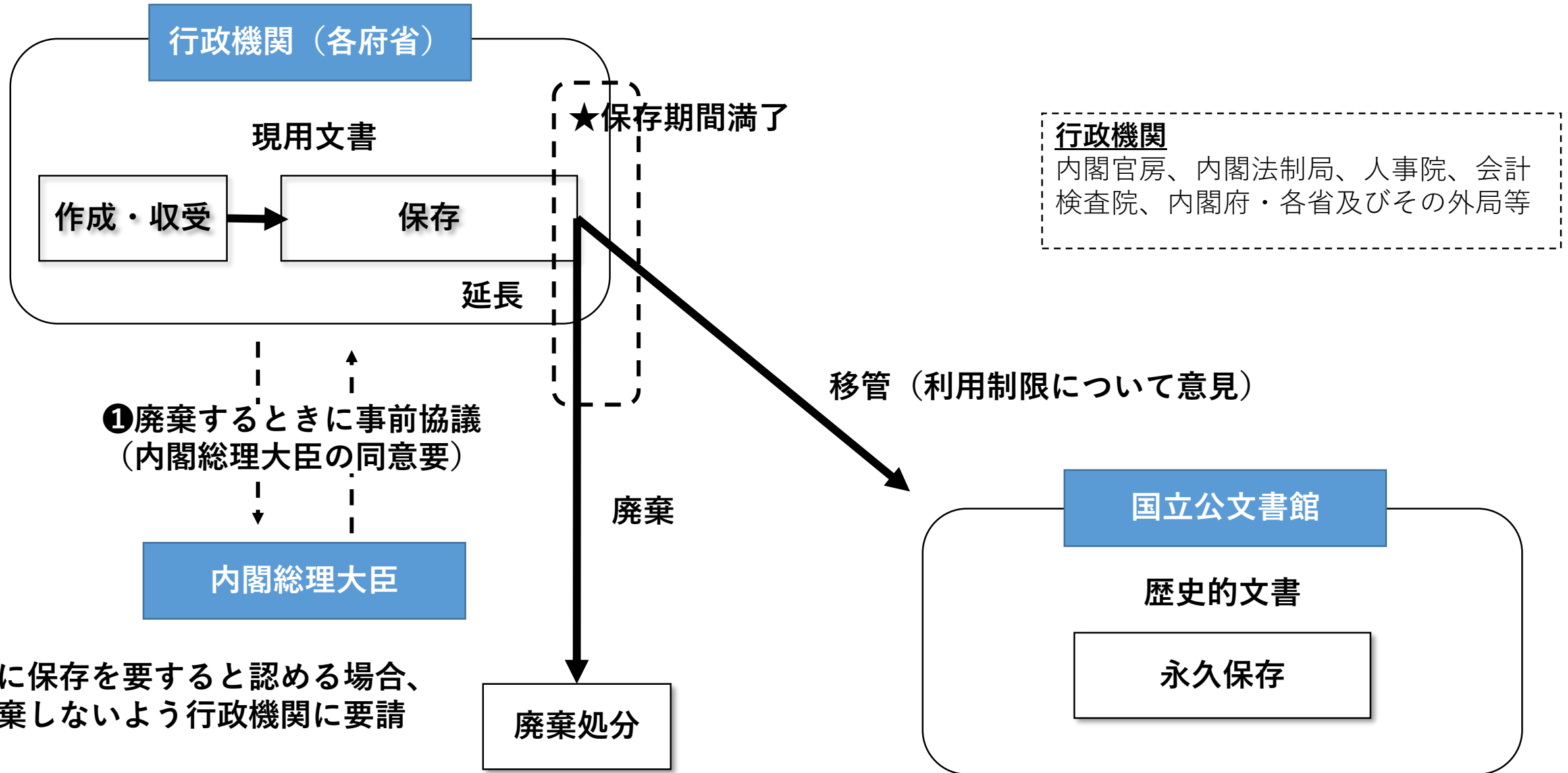
- 2 行政機関の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を**廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。**この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

- 3 行政機関の長は、第一項の規定により国立公文書館等に移管する行政文書ファイル等について、第十六条第一項第一号に掲げる場合 (**個人情報等を含む文書など**) に該当するものとして**国立公文書館等において利用の制限**を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

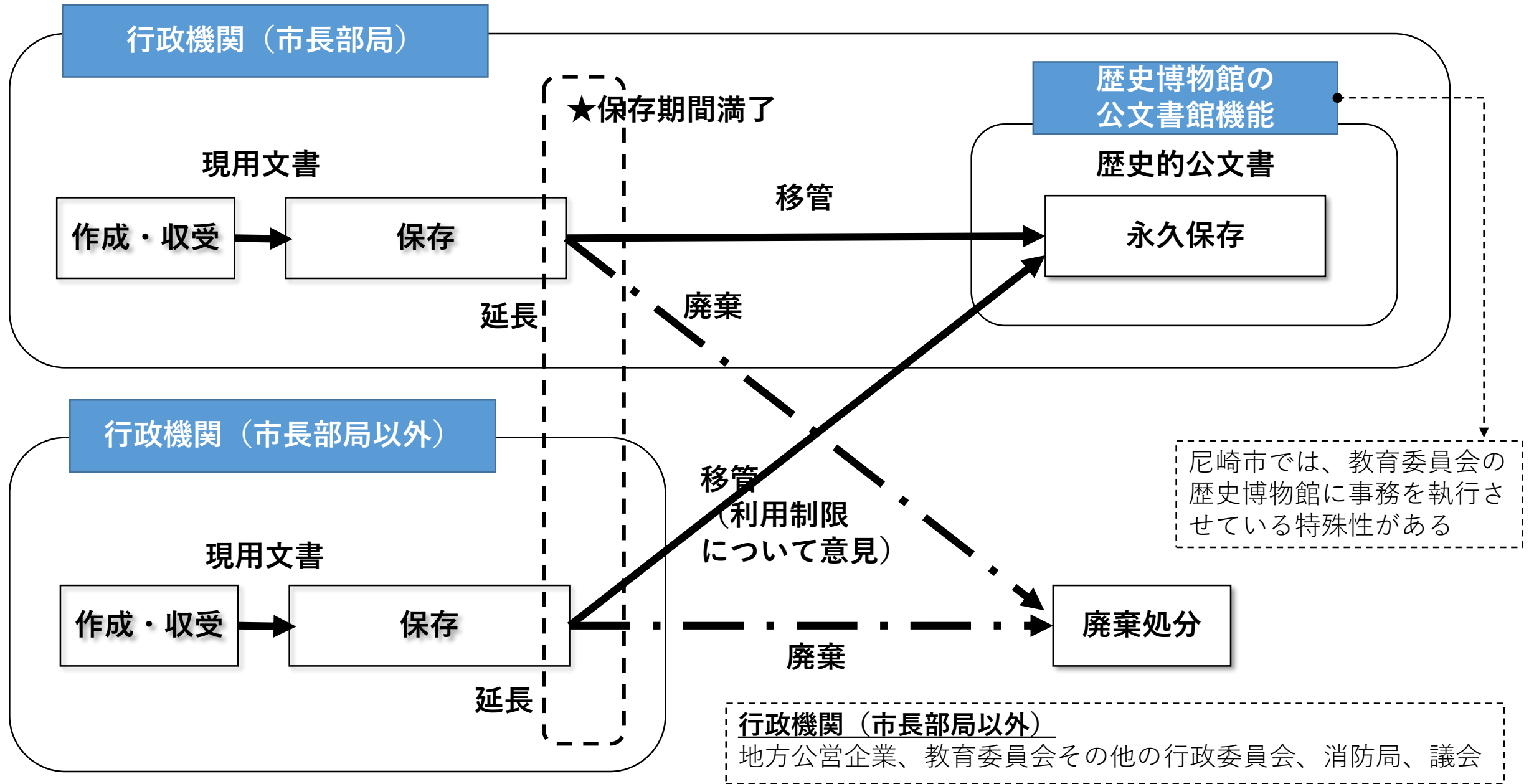
自治体の規定は多様 (スライド10)

- 4 **内閣総理大臣は、行政文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合には、当該行政文書ファイル等を保有する行政機関の長に対し、当該行政文書ファイル等について、**廃棄の措置をとらないように求める**ことができる。**

# 行政組織の違い (国)



# 行政組織の違い（尼崎市） ※条例制定後想定





# レコードスケジュール規定のある基礎自治体の条例 における廃棄等に係る規定のパターン①

	<b>「廃棄するときに事前協議を行う」 に相当する規定の主旨</b>
秋田市、市川市	実施機関が、公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ市長に <u>協議し、同意を得る</u> ことを義務付けるもの（国と同じ） ※秋田市・・・協議が整わない場合、市長は、第三者機関に諮問する
高松市	市長以外の実施機関が、公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ <u>市長と協議する</u> ことを義務付けるもの
三豊市	実施機関が、公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ <u>市長に意見を聴く</u> ことを義務付けるもの
鶴岡市	実施機関が、公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ <u>市長に報告する</u> ことを義務付けるもの
相模原市、渋川市 豊島区、茅ヶ崎市 熊本市	実施機関が、公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ <u>第三者機関に意見を聴く</u> ことを義務付けるもの ※茅ヶ崎市・・・意見を聴く事項「歴史公文書等に該当するか否か」 ※熊本市・・・意見を聴く事項「歴史公文書等選別基準に適合するか否か」
安芸高田市、 札幌市、八王子市	（規定なし）

# レコードスケジュール規定のある基礎自治体の条例 における廃棄等に係る規定のパターン②

	<b>「特に保存を要すると認める場合、廃棄しないよう行政機関に要請」 に相当する規定の主旨</b>
<b>秋田市、高松市</b>	市長に対し、公文書ファイル等について特に保存の必要があると認める場合に、これを保有する実施機関に対し、廃棄の措置をとらないよう要請する権限を与えるもの (国と同じ)
<b>鶴岡市</b>	市長に対し、公文書ファイル等が歴史公文書等に該当すると認める場合に、これを保有する実施機関に対し、当該公文書ファイル等を市長に移管するよう要請する権限を与えるもの
<b>安芸高田市、 札幌市、相模原市、 豊島区、渋川市、 八王子市、市川市、 茅ヶ崎市、熊本市</b>	(規定なし)

なお、上記の自治体のうち、個人情報を含む文書等について、「移管にあたっての利用制限についての意見を付す」に相当する規定がない自治体は、鶴岡市、八王子市、高松市のみである。

## まとめの方向（案） ・ 継続して課題整理を行うこと

- 公文書管理法の趣旨を踏まえた条例であるため、尼崎市においてもレコードスケジュール制度を導入することが妥当である。
- レコードスケジュール制度を基盤とする「保存期間満了時の措置」としての移管、廃棄、延長、これらを担保する制度については、国に準じることが妥当であるが、国との組織の違いを考慮した規定とする必要がある。
- 廃棄を行う際の同意等の措置は、自治体によって規定が異なる。第三者機関からの意見聴取を行う規定を設け、国以上の取組を行っている自治体もあるが、尼崎市では、歴史博物館に専門職を配置し、その専門性のもとに、歴史的公文書の収集、保存、公開を長年にわたり実施しており、蓄積されてきた実務経験等がある。こうしたことも踏まえ、第三者機関の機能等の整理と併せて、別途審議を行う。